

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 28 日（火）第 101 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

| 告                                 | 示                 |    |
|-----------------------------------|-------------------|----|
| ○産業廃棄物処理施設変更許可の申請                 | （廃棄物・リサイクル対策課取扱い） | 1  |
| ○保安林の指定の解除                        | （森づくり推進課取扱い）      | 2  |
| ○保安林の指定施業要件の変更（2件）                | （森づくり推進課取扱い）      | 2  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止 | （高齢者生き生き推進課取扱い）   | 3  |
| ○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止  | （高齢者生き生き推進課取扱い）   | 3  |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定         | （北薩地域振興局取扱い）      | 4  |
|                                   |                   |    |
|                                   |                   |    |
| ○開発行為に関する工事の完了公告                  | （建築課取扱い）          | 4  |
| ○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表           | （会計課取扱い）          | 5  |
| ○一般競争入札公告                         | （会計課取扱い）          | 5  |
|                                   |                   |    |
|                                   |                   |    |
| ○指定文化財の指定                         | （文化財課取扱い）         | 8  |
|                                   |                   |    |
|                                   |                   |    |
| ○遊技機の型式の検定の告示                     | （生活安全企画課取扱い）      | 10 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第485号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社栄和産業  
日置市吹上町田尻5671番地2  
代表取締役 加治屋博
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
日置市吹上町田尻字瀧ノ平5460番1
- 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・

コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

## 5 申請年月日

令和 2 年 3 月 12 日

## 6 縦覧の場所並びに期間及び時間

## (1) 場所

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課及び鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課並びに日置市吹上支所地域振興課

## (2) 期間及び時間

令和 2 年 4 月 28 日から同年 5 月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 7 意見書の提出

## (1) 提出期限

令和 2 年 6 月 11 日

なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、令和 2 年 6 月 11 日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

## (2) 提出先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

## (3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 許可の申請者の名称

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

**鹿児島県告示第 486 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 解除に係る保安林の所在場所

薩摩川内市久見崎町字上浜 1357 番 11・字黒崎 1424 番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

発電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第 487 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和 58 年 6 月 28 日農林水産省告示第 1098 号（一に係るものに限る。）

## 2 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第488号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 9 年 9 月 26 日 鹿児島県告示第1347号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第489号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第77条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所              |                         | 指定居宅サービス事業者   |                         |        | 停止内容   | 停止期間                                 | サービスの種類      |
|------------------|-------------------------|---------------|-------------------------|--------|--|--------------------------------------|--------------|
| 名称               | 所在地                     | 名称            | 主たる事務所の所在地              | 代表者の氏名 |  |                                      |              |
| みどりの園<br>通所介護事業所 | 鹿屋市輝北<br>町市成2121<br>番地3 | 社会福祉法<br>人紘徳会 | 鹿屋市輝北<br>町市成2121<br>番地3 | 吉元和浩   | 新規利用<br>者の受入<br>停止及び<br>居宅介護<br>サービス<br>費の請求<br>上限7割 | 令和2年<br>3月26日<br>から同年<br>9月25日<br>まで | 通所介護         |
| みどりの園            | 鹿屋市輝北<br>町市成2121<br>番地3 | 社会福祉法<br>人紘徳会 | 鹿屋市輝北<br>町市成2121<br>番地3 | 吉元和浩   | 新規利用<br>者の受入<br>停止及び<br>居宅介護<br>サービス<br>費の請求<br>上限7割 | 令和2年<br>3月26日<br>から同年<br>9月25日<br>まで | 短期入所<br>生活介護 |

**鹿児島県告示第490号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第92条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止した。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 施 設   |                         | 指定介護老人福祉施設の開設者 |                         |            | 停止内容   | 停止期間                                 | サービ<br>スの種<br>類    |
|-------|-------------------------|----------------|-------------------------|------------|--|--------------------------------------|--------------------|
| 名 称   | 所在地                     | 名 称            | 主たる事務<br>所の所在地          | 代表者の<br>氏名 |  |                                      |                    |
| みどりの園 | 鹿屋市輝北<br>町市成2121<br>番地3 | 社会福祉法<br>人紘徳会  | 鹿屋市輝北<br>町市成2121<br>番地3 | 吉元和浩       | 新規利用<br>者の受入<br>停止及び<br>施設介護<br>サービス<br>費の請求<br>上限7割 | 令和2年<br>3月26日<br>から同年<br>9月25日<br>まで | 介護福祉<br>施設サー<br>ビス |

## 北薩地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年4月28日

北薩地域振興局長 伊村秀己

| 事 業 所                               |                     | 申 請 者              |                      |            | 指定年月<br>日    | 障害児通<br>所支援の<br>種類                |
|-------------------------------------|---------------------|--------------------|----------------------|------------|--------------|-----------------------------------|
| 名 称                                 | 所在地                 | 名 称                | 主たる事務所の<br>所在地       | 代表者の氏<br>名 |              |                                   |
| ことばの教室そ<br>らまめキッズ2<br>nd            | 薩摩川内市宮崎<br>町3188番地1 | 株式会社スカイ<br>メディケアラボ | 薩摩川内市隈之<br>城町1475番地9 | 久保田 空      | 令和2年<br>4月1日 | 児童発達<br>支援・放<br>課後等デ<br>イサービ<br>ス |
| 共生型放課後等<br>デイサービスリ<br>ハシップあい西<br>出水 | 出水市大野原町<br>1078番2   | 有限会社リハシ<br>ップあい    | 出水市米ノ津町<br>429番地     | 川本愛一郎      | 令和2年<br>4月1日 | 放課後等<br>デイサー<br>ビス                |

## 公 告

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
始良市西餅田字内雨乞2217番1, 2217番2, 2218番1, 2218番2, 2219番2, 2222番1, 2222番2, 2223番, 2224番, 2225番, 2226番, 2227番1, 2242番1の一部, 2243番1及び2243番2
- 公共施設の種類, 位置及び区域  
道路 始良市西餅田字内雨乞2217番1の一部, 2217番2の一部, 2218番1の一部, 2218番2の一部, 2219番2の一部, 2222番1の一部, 2222番2の一部, 2223番の一部, 2225番の一部, 2226番の一部, 2227番1の一部, 2242番1の一部, 2243番1及び2243番2  
公園 始良市西餅田字内雨乞2222番1の一部, 2223番の一部, 2225番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
始良市平松7229番地1  
有限会社始良土地開発  
代表取締役 町田周二

## 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成 8 年 7 月 5 日鹿児島県告示第 1083 号（政府調達に関する苦情の処理手続）8 の規定により、令和元年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
I P R 形警察移動無線通信システム（移動用無線機ほか） 190 式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 4 月 28 日から同年 5 月 11 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

## (4) 入札書の提出期限

令和2年6月11日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

## (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月12日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

## (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 (2)に同じ。

(㊧) 交付期限 令和2年5月22日午後5時15分

## 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。

## 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保

険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線 2232）  
ファックス番号 099-206-5560

#### 14 その他

この調達には、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
IPR Mobile Radio Set(IPR-ML) (1) and other:190set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 11 June 2020

## (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2232)

FAX 099-206-5560

## 教育委員会告示

## 鹿児島県教育委員会告示第3号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第4条第1項、第25条第1項及び第30条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定無形民俗文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定する。

令和2年4月28日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

## 有形文化財（建造物）

| 名 称                                 | 所 在 地  | 所有者又は<br>管理者                   | 備 考  |
|-------------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 加計呂麻のアシヤゲ<br><small>か け り ま</small> | 大島郡瀬戸内町阿多地伊場田原92番地の1<br>大島郡瀬戸内町須子茂金久原105番地<br>大島郡瀬戸内町三浦演蔵原10番地 | 阿多地集落<br><br>須子茂集落<br><br>三浦集落 | 加計呂麻のアシヤゲは、ノロ信仰に伴う祭儀を執り行う空間として古くから用いられてきた。沖縄由来の「神アサギ」が奄美大島に伝わり、独自の変化を遂げて奄美大島特有の「アシヤゲ」建築の意匠を確立したものである。<br>その特徴は、細く製材した角柱を用い、柱を礎石上に立て、太い部材で高床を作って床板を張り、同じく太い部材で柱上部を繋ぎ、柱の中間部に貫を通し、楔を差して締め固めるところに見られる。<br>三棟それぞれが奄美のアシヤゲの典型例であり、後世に伝えるために欠くことができない貴重な文化財である。 |

## 有形文化財（彫刻）

| 名 称   | 所 在 地            | 所有者又は<br>管理者 | 備 考  |
|---|------------------|--------------|--|
| 廣泉寺の木造阿弥陀如来立像<br>附 紙本納入品<br><small>こうせん じ もくぞう あ<br/>み だ に よ ら い り ぶ っ ぞ う<br/>つ け た り し ほん の う に じ ゅ う ひ ん</small> | 南さつま市坊津町久志6552番地 | 廣泉寺          | 本像は、ヒノキ材を用いた寄木造りで、高さ96.8cm、表面を漆箔仕上げとしている。鎌倉時代初期の仏師快慶によって創始された作風である安阿弥様を踏襲した仏像であり、制作時代は鎌倉時代後期（13世紀～14世紀）とみられる。近年の解体修復によって、像内から「明治十二年卯七月」等の墨書銘記を記した包紙等が発見された。<br>県内では類例が極めて少ない鎌倉時代の仏像であり、廃仏毀釈や戦災を免れ、信仰的にも歴史的にも貴重な文化財である。 |



## 有形文化財 (考古資料)

| 名 称                           | 所 在 地   | 所有者又は<br>管理者               | 備 考   |
|-------------------------------|---|----------------------------|---|
| なかふ どう けつ しめつど<br>中甫洞穴出土<br>品 | 大島郡知名町<br>瀬利覚2362番<br>地 知名町教<br>育委員会<br>大島郡和泊町<br>根折1313-1<br>和泊町歴史<br>民俗資料館<br>霧島市国分上<br>野原縄文の森<br>2番1号 鹿<br>児島県立埋蔵<br>文化財センタ<br>ー | 知名町<br><br>和泊町<br><br>鹿児島県 | 中甫洞穴は、知名町久志検字水窪に所在する奄美群島で最も古い時期に形成された遺跡の一つである。昭和57年以降の発掘調査で、縄文時代早期後半以降の縄文土器、弥生時代から古代並行期の土器、その他石器や貝類、動物骨などの自然遺物が出土している。類例の少ない出土土器資料やそれに伴う石器、牙器、貝器など学術的価値が高く、奄美群島の考古学研究において貴重な文化財である。 |

## 無形民俗文化財

| 名 称                    | 所 在 地           | 所有者又は<br>管理者          | 備 考   |
|------------------------|-----------------|-----------------------|---|
| いり き かんまい<br>入来神舞      | 薩摩川内市入<br>来町浦之名 | 入来神舞保<br>存会           | 入来神舞は、大宮神社の例祭(11月23日と大晦日)に、五穀豊穰を願い奉納されている神舞である。<br>舞は種類によって異なるが、1～12名の男女で構成され、楽は太鼓1名、笛1名である。従来、36番あったが、現在は7番ほどが舞われている。<br>渋谷氏下向以降、さまざまな要素を取り入れ、変遷して来たと考えられるが、宮崎県の国指定無形民俗文化財「高原の神舞」との類似性や系譜性が指摘されており、他の神舞や民俗芸能などと比較研究することで、我が国の芸能史の解明に寄与する可能性のある貴重な文化財である。 |
| おう じ ちようかねおど<br>王子町鉦踊り | 鹿屋市王子町          | 王子町鉦踊<br>り・銭太鼓<br>保存会 | 王子町鉦踊りは、宝暦3(1753)年の新田開発をきっかけに、水神への感謝をこめて奉納されてきた。<br>王子町鉦踊りは、鉦などを用いた「鉦踊り」とカラスが飛ぶような所作が特徴的な「からす舞」の2種類から構成されており、特に「からす舞」は、類似の芸能がかつて周辺地域でも踊られていたが、現在ではほぼ消滅していることを踏まえると、地域の芸能史を考える上でも貴重な文化財である。  |

## 天然記念物

| 名 称 | 所 在 地 | 所有者又は<br>管理者 | 備 考 |
|-----|-------|--------------|-----|
|-----|-------|--------------|-----|

|  |                                       |                                      |  |
|--|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| <p>あ く ね し ひかる ぜ<br/>阿久根市光礁<br/>と五色浜</p>       | <p>阿久根市波留<br/>6123番1の一部<br/>五色浜海岸</p> | <p>阿久根市<br/><br/>国(管理は<br/>鹿児島県)</p> | <p>阿久根市の戸柱公園・護国神社境内の下の海岸は五色浜と呼ばれ、光礁や海岸に露出しているチャートが波に洗われ、様々な色をしたチャートの礫浜になっている。五色浜のチャート層は、後期三畳紀、泥岩から中期ジュラ紀の放散虫化石が報告され、化石から堆積時代が判明した県本土で最も古い地層である。また、このチャート層は、大洋底に堆積した地層が海溝部で陸側に剥ぎ取られた堆積物で、プレートテクトニクスの概念を理解する上でも貴重な文化財である。</p>                                  |
| <p>いぶすき し ちりん しま<br/>指宿市知林ヶ島<br/>のトンボロ</p>     | <p>指宿市</p>                            | <p>国(管理は<br/>鹿児島県)</p>               | <p>知林ヶ島は鹿児島湾(錦江湾)の入口付近に浮かぶ、湾内で最大の島で、指宿市本土の田良岬の沖約800mに位置する無人島である。その知林ヶ島と田良岬を結ぶ砂州をトンボロといい、干潮時に現れ、満潮時には水没する。このトンボロは北側と南側で流向が異なる沿岸流の境目に砂が堆積してできると考えられ、日本でも有数の規模を誇り、貴重な文化財である。</p>  |
| <p>や く しまは や さき かい がん<br/>屋久島早崎海岸<br/>の鉾脈群</p> | <p>熊毛郡屋久島<br/>町早崎</p>                 | <p>国(管理は<br/>鹿児島県)</p>               | <p>屋久島空港の南に位置する早崎海岸の鉾山は、約1,600万年前の花崗岩マグマの活動に伴って、周辺部の堆積岩中に生成された鉾床で、その露頭は屋久島の成り立ちを知る上で学術的価値が高い。この鉾山は、鉄マンガン重石、灰重石、錫石、硫砒鉄鉾、黄銅鉾、緑柱石、アルミナスコロド石、ホタル石、石英、長石、白雲母など鉾物の種類も豊富で、これらの鉾物を観察できる数少ない場所でもある。特に日本では3か所しか確認されていない二次鉾物コンネル石が、アタカマ石と一緒に産出する希有な場所であり、貴重な文化財である。</p> |

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年4月28日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

| 遊技機の種類  | 型式名       | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|-----------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P貞子3D2S2B | 株式会社高尾     | 0P0138 |
| ぱちんこ遊技機 | Pカイジ沼4S2A | 株式会社高尾     | 9P1604 |

|         |                           |                 |        |
|---------|---------------------------|-----------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P 闘将覇伝DX-M                | 株式会社ジェイビー       | 9P1836 |
| 回胴式遊技機  | S 戦国コレクション4KF             | 株式会社コナミアミューズメント | 0S0139 |
| 回胴式遊技機  | S /アナターのオット！？はーで<br>す /BR | 株式会社ミズホ         | 0S0094 |